

あるかぼーと・唐戸エリアマスタープラン推進会議設置要綱

(設置)

第1条 あるかぼーと・唐戸エリアマスタープラン（以下「プラン」という。）の推進において、専門的見地からの意見聴取及び協議等を行い、開発の方針、スケジュール等の意思決定を行う場として、「あるかぼーと・唐戸エリアマスタープラン推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

(目的)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について意見聴取及び協議等を行い、プランの推進を図るための意思決定を行う。

- (1) あるかぼーと・唐戸エリアの開発及びプランの推進に係る基本的な方針に関すること。
- (2) あるかぼーと・唐戸エリアの開発及びプランの推進に資する各種施策に関すること。
- (3) その他前各号に掲げるもののほか、あるかぼーと・唐戸エリアの開発及びプランの推進に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議の委員（以下「委員」という。）は、10名程度をもって組織する。

- 2 委員長は、市長をもって充てる。
- 3 委員は、次の各号に掲げる者で市長が指名するものとする。
 - (1) 経済関係者
 - (2) 観光関係者
 - (3) 地域関係者
 - (4) 学識経験者
 - (5) その他市長が必要と認める者

(報償)

第4条 委員の報償は、市長が別に定めるものとする。

(運営)

第5条 推進会議の運営については、次に定めるところによる。

- (1) 推進会議は、必要に応じて市長が招集する。

- (2) 市長が必要と認める場合は、推進会議に委員以外の専門知識を有する者及び事業者等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- (3) 委員がやむを得ない事情により推進会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- (4) 推進会議は、原則公開とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局長は、副市長とする。

2 推進会議の事務局の職員は、エリアビジョン推進室の職員を充てるものとする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、エリアビジョン推進室及びエリアビジョン推進室長が指名する者において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月23日から施行する。